

## 日本呼吸器学会中国・四国支部/日本肺癌学会中国・四国支部申し合わせ

以下は、効率的な日本呼吸器学会中国・四国地方会、日本肺癌学会中国・四国支部会合同開催(以下、合同地方会)のために申し合わせる。

1. 合同地方会は年1回同一の地区で開催する。
2. 合同地方会開催時に両学会支部合同幹事会及び合同代議員・評議員会を開催し、支部運営、合同地方会運営等について討議する。
3. 合同幹事会は、両学会支部の支部長、会長、次期会長、幹事、監事をもって構成する。
4. 両支部幹事は、任期、地方会の予定などを考慮し、各県大学病院ならびに基幹病院からの4名(呼吸器学会2名、肺癌学会2名)とし、少なくとも2名以上が幹事会に出席する。
5. 地方会会長は、各学会代議員・評議員を中心に選任し、合同幹事会で合議の上、合同代議員・評議員会に諮り両支部長が委嘱する。
6. 合同地方会の会長(以下会長)は連携して以下のことを行う。
  - (1) 合同地方会の主催
  - (2) 合同幹事会、合同代議員・評議員会の会場設定
  - (3) 運営費会計処理(報告書は各支部所定の様式で作成する)
  - (4) 学会運営業者等への委託については一括しておこなう。
7. 支部代議員・評議員は各学会代議員・評議員が会期1ヶ月前までに支部長に推薦し、合同代議員・評議員会で承認を受ける。推薦に際しては、各学会支部所定の様式で推薦する。
8. 支部代議員・評議員の定年は満65歳とする。
9. 支部代議員・評議員のうち以下の者は資格を失う。
  - (1) 日本呼吸器学会あるいは日本肺癌学会の会員でなくなった者
  - (2) 他支部へ異動した者
  - (3) 支部代議員・評議員会に正当な理由なく引き続き3年以上にわたって出席しない者

付則 本申し合わせは、平成26年7月13日より実施する。